

同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）

平成11年6月18日 貿易局安全保障貿易管理課

改正 平成12年12月28日 貿易局安全保障貿易管理課

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）の別表第1の別紙及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の別紙2-2において輸出許可等事務及び役務取引許可事務の取扱区分を定めているところですが、同一契約において輸出許可申請と役務取引許可申請が必要となる場合であって、当該申請が、経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合又は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあっては、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ輸出許可と役務取引許可の申請書を一括して申請することができることとします。ただし、商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。

なお、本件は平成11年6月18日から実施する。

また、「同一契約において輸出許可と役務取引許可の申請が必要となる場合の一括申請について（お知らせ）」（平成6年4月6日付け）は、平成11年6月17日限り、廃止します。